議 案 参 考 資 料

［平成 29 年第 3 回定例会(9 月)］

［担当課(室)係］

林業振興課　鳥獣対策係

議案名

報告第 4 号　専決処分(損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定)の承認を求めるについて

趣旨・目的

有害鳥獣の捕獲作業において発生した事故について、相手方との間で示談となり損害賠償の必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、平成 29 年 7 月 11 日に専決処分をもって措置したものです。

概　要

1　和解の相手方

[redacted]　[redacted]

2　和解の内容

市は、相手方に対し、損害賠償金として 118 万 3,680 円を支払う。

損害発生額	建物	838,080 円
	家財	345,600 円
	合計	1,183,680 円

背景・経過

本件は、平成 29 年 5 月 31 日午前 9 時 30 分頃、相手方の民家の敷地内に出没した鹿を市が捕獲しようとした際、鹿が建物内に侵入し、建物及び家財に損害を与えた事故です。

当該事故は、有害鳥獣の捕獲作業における管理の瑕疵に起因し発生したものであり、市が相手方の損害額を負担することにより示談したものです。

本件は議会の議決を要する事案ですが、示談の成立及び賠償金の支払いにおいて特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので専決処分をもって措置したものです。

なお、賠償金については、賠償責任保険から支払い、市は賠償保険免責分の 1,000 円を支出いたしました。